

提案書

平成23年4月22日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

びーびーかぶしがいしゃ

ソフトバンクBB株式会社

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

かぶしがいしゃ

ソフトバンクテレコム株式会社

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

かぶしがいしゃ

ソフトバンクモバイル株式会社

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に対し、別紙のとおり提案します。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目		具体的内容
1.ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(1)線路敷設基盤(電柱・管路等)の開放による設備競争の促進	<p>1) 電柱・管路等、固定通信分野の線路敷設基盤は、ブロードバンド普及促進に伴い、引き続きオープン化の推進が必要です。具体的には、申し込み等手続きの簡素化や開通等に係るリードタイムの短縮が実現されるよう、総務省殿は、各公益事業者に対し、申請等の手続きのオンライン化や配線ブロック等の公平かつ十分な開示を義務付けるといった追加的措置を講じるべきと考えます。</p> <p>2) 移動体通信の線路敷設基盤のオープン化は、コスト効率、景観条例への対応及びその他環境面への配慮等の観点から、鉄塔や基地局付帯設備等の共用や、ローミングを含むネットワークシェアリング等、多様な形態について検討することが必要です。特にルーラルエリアでは、国・地方自治体による公的支援制度の活用等により、ドミナント事業者がエリア展開を優位に進めていることから、ドミナント事業者の設備や公的支援により設置される設備に対し、他事業者への貸出を前提とした設計の義務付けや貸出費用低減化等に係るルール整備が必要と考えます。</p> <p>また、鉄塔共用に関しては、電柱・管路と同様に電気事業者、鉄道事業者、その他の公益事業者まで、ルール化の対象を拡大することを検討すべきと考えます。加えて、鉄塔共用以外のローミングを含むより広範なネットワークシェアリングについては、現状ルールが一切存在しない状況であるため、早急に実現に向けた検討を開始すべきと考えます。</p> <p>なお、災害時に基地局等のネットワーク設備が被災した場合等においては、通信手段の確保がより一層重要となることから、ローミング等にて対処を図ることが人道的見地からも必要です。その場合、有事の安否確認等の用途を踏まえ、緊急通報呼のみでなく、その他一般通話も対象とした上でルール整備を図るべきと考えます。</p>
	(2)NGN(次世代ネットワーク)のオープン化によるサービス競争の促進	<p>1) 既存の電話網においては、接続事業者等の要望によってGC接続・ZC接続等の多様な階梯・地域での接続点が確保された結果、競争が進展し、ユーザ利便が向上してきたという経緯が存在します。こうした点を踏まえれば、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)の次世代ネットワーク(以下「NTT-NGN」という。)におけるアンバンドルの在り方についても、「技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること」とする1996年電気通信審議会答申の考え方を踏襲することが適当であると考えます。具体的には、NTT-NGNについては、予め可能な限りアンバンドルを実施し、接続事業者の要望に応じて迅速</p>

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目	具体的内容
	<p>かつ円滑に接続可能とすることにより、NTT東西殿利用部門と接続事業者間での同等性を確保し、既存電話網と同様に競争促進及びユーザ利便の向上を図ることが必要と考えます。</p> <p>2) NTT-NGN の伝送交換機能のオープン化については、「アンバンドル」、「その他運用面等に係る措置」について、それぞれ以下の検討が必要と考えます。</p> <p>【アンバンドル】</p> <p>「1.ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について (2) 1)」において前述したアンバンドルの基本的考え方を踏まえ、「NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定」、「GC 接続・中継局接続」、「波長重畳接続」、「ラインシェアリング」等について、予めアンバンドルのために必要な措置を実施すべきと考えます。これらの接続方式は、NTT 東西殿との円滑な接続を妨げることがなく、利用者料金の低廉化やサービス選択の多様化等に大きく寄与することとなるため、公共の福祉を優先し、早急な検討が必要です。</p> <p>具体的には、「GC 接続・中継局接続」については、「收容局に設置されている NTT-NGN 用の收容ルータのインタフェース(中継ルータ側)」や「中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェース」において、「波長重畳接続」については、NTT 東西殿がフレッツ・テレビの提供に当たり、GE-PON(1310nm、1490nm)に放送用の波長(1550nm)を重畳している「合波器」または「波長重畳接続用に新設する WDM フィルタ」において相互接続点を設定すべきと考えます。</p> <p>【その他運用面等に係る措置】</p> <p>「WDM 装置設置情報の開示範囲拡大」及び「NTT 東西殿仕様 ONU の端末開放」の実現に向けて、早急に検討を開始すべきと考えます。</p> <p>「WDM 装置設置情報の開示範囲拡大」については、NTT 東西殿の接続事業者向け開示情報ホームページにおいて、接続可能な中継ダークファイバが 1 芯のみの状態であっても「C ランク」と表示されますが、接続事業者が 2 芯で接続する場合は、芯線不足のため接続ができません。従って、接続事業者がネットワーク 構成を速やかに検討</p>

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目		具体的内容
		<p>可能となるように、接続事業者向け開示情報ホームページにおいて C ランク区間における WDM 装置設置情報を閲覧可能とすべきと考えます。</p> <p>「NTT 東西殿仕様 ONU の端末開放」については、接続事業者が NTT 東西殿の OSU を利用する場合、独自の ONU を設置することができないという問題が存在します。ベンダー間競争による利用者料金の低廉化、ユーザ選択の多様化、接続事業者と NTT 東西殿の同等性確保等の観点から、NTT 東西殿は OSU 及び ONU の仕様を公開し、技術基準を満たす他社 ONU を接続可能とすべきと考えます。</p>
	3)	<p>「1.ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について (2) 1)」において前述したアンバンドルの基本的考え方を踏まえ、NTT 東西殿は以下の通信プラットフォーム機能をアンバンドルすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ QoS 確保のための各種機能(優先制御、帯域制御等) ・ セキュリティ確保機能(アドミッションコントロール、認証、暗号化等) ・ 課金機能 ・ 映像配信のための機能
(3)モバイル市場の競争促進	1)	<p>固定通信市場と比較して、モバイル市場は相対的に競争が進展していると考えられるものの、保有周波数帯の特性の違いや元国営企業という経歴等により、50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者が依然として競争上優位性を保持しており、市場が膠着的であるといった一面が存在します。過去の競争政策を振り返れば、非対称規制を無効化するようなガイドライン等による全携帯事業者への同ルール適用や第二種指定電気通信設備を設置する事業者による接続料原価への多額の営業費算入に対する黙認状態の継続等、競争ルールが有効に機能していない点が、上記の状況を助長しているものと考えます。</p> <p>競争環境の土台である通信レイヤにおいて健全な競争が進展せず、市場支配力が残置し続けた場合、上位レイヤ等に対しても当該支配力が不当に行使されることが想定されるため、モバイル市場は通信レイヤにおける公正競争確保を優先して検討すべきと考えます。</p>
	2)	<p>「1.ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について (3) 1)」の課題に対応するため、真のドミナント事業者</p>

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目	具体的内容
	<p>に対して、追加的なルールを課すことを検討すべきと考えます。具体的には、端末シェアが25%以上の事業者に対して一律の規制を行うのではなく、EU における市場支配力の存在等に係る議論を参考にし、市場シェア40～50%を超える事業者に対する規制強化等を検討することが適当と考えます。一例として、NTT東西殿に対し、現行の行為規制を委託先子会社等にも遵守させるための監督義務が課されようとしている点も踏まえ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿（以下、「NTTドコモ殿」という。）に対しても、同種の委託先子会社や関連会社、代理店等に対して、監督義務を課す等の追加的措置を検討すべきです。</p> <p>また、携帯電話事業者間の市場流動性確保を目的として、MNP制度については、より一層の利用促進を図るべきです。具体的にはMNP利用者に対するメール転送サービスの提供やMNP手続きにおける予約番号発行プロセスの簡素化等に向けたルール整備を検討することが必要と考えます。</p> <p>加えて、「1.ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について（1）2）」において前述したネットワークシェアリングのルール整備も併せて検討すべきです。</p>
	<p>3) その他検討すべき事項として、「携帯電話における070番号帯の使用等」及び「移動体端末に係る技術基準認証手続きの簡素化」の2点を提案します。</p> <p>【携帯電話における070番号帯の使用等】</p> <p>現在、携帯電話で使用されている080及び090の電気通信番号帯の約90%について、既に携帯電話事業者への割り当てがなされている状況にあり、今後もスマートフォンやタブレット型端末等、携帯電話端末のさらなる普及が見込まれることから、近い将来、当該番号帯が逼迫していくことは、業界における共通認識となっています。従って、番号の逼迫を解消するため、現在PHSにて使用されている070番号帯を携帯電話の番号帯として利用可能とすべきと考えます。なお、PHSについては、サービス・料金面等において、携帯電話との共通点も多く、利用者の意識の上でも両者の差も縮小傾向にあると考えられることから、携帯電話とPHS間で同一番号帯を使用することについて、大きな問題は無いものと考えます。</p> <p>また、上記の検討を行うに当たっては、公正競争の促進等の観点から、MNPの対象にPHSを含む070番号を追加</p>

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目	具体的内容	
		<p>することについても、併せて議論すべきと考えます。なお、具体的な実現方法については、利用者料金への影響等に十分配慮し、必ずしも現行の仕組みに抛らない安価な方式の採用についても検討すべきと考えます。</p> <p>【移動体端末に係る技術基準認証手続きの簡素化】</p> <p>現在、海外製の移動体端末を使用して日本でサービス提供をする場合、電波法及び電気通信事業法等関係法令に基づく技術基準認証の取得が必要となりますが、前述のスマートフォン等の普及等を考慮し、利用者に対して多様な端末をタイムリーに提供可能とすべく、行政手続きの簡素化を図るべきと考えます。一例として、3GPP や IEEE 等、欧州や米国の技術基準のいずれかを満たしている端末については、日本においても技術基準を満たしているものとして扱い、新たな認証手続きを不要とする等の対応が考えられます。</p>
	<p>(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方</p>	<p>1) 「光の道」の進捗等の検証に際しては、「指標の策定」、「構造・資本分離への移行に備えた措置の検討」、「進捗の検証と追加的措置の発動」といった役割を担う新たな体制(以下、「光の道」推進特別部会(仮称))という。)を構築し、実効的な制度の枠組みを確保すべきと考えます。</p> <p>「指標の策定」については、「光の道」実現に向け、四半期あるいは年度といったタイミングにおける進捗の良否を可視化するため、光ブロードバンド等の普及率、整備率、料金水準及び市場シェア等の具体的な年次等の目標を設定すべきと考えます。「構造・資本分離への移行に備えた措置の検討」については、制度の見直しが必要となった際に、円滑な移行を担保可能なよう、アクセス部門と他部門の会計やシステムを事前に分離する等の措置を検討すべきと考えます。「進捗の検証と追加的措置の発動」については、競争セーフガード制度及び電気通信事業分野における競争状況の評価(以下、「競争評価制度」という。)において収集された情報等を総合的に検証の上、規制への違反行為や指標に対する未達成が認められた場合、即時に構造・資本分離等の具体的措置を講じるべきです。</p> <p>加えて、実効的な「進捗の検証と追加的措置の発動」を行うためには、競争セーフガード制度、競争評価制度をより実効的な制度とすることも不可欠です。例えば、競争セーフガード制度については、競争阻害事案の収集、調査及び検証過程において、総務省殿がより能動的に関与を行うべきです。また、競争評価制度については、普及率、整備率、料金及び市場シェア等の動向調査を年一回のタイミングではなく、より短いスパンで行うことで、「光の道」推進特別部会(仮</p>

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目	具体的内容
	<p>称)におけるタイムリーな検証を確保すべきと考えます。</p> <p>なお、「光の道」推進特別部会(仮称)については、クローズドな環境で恣意的な判断等がなされることのないよう、透明性と公平性を確保した運営を図るべきです。その観点では、関係事業者から当該部会のメンバーを選出することも必要であり、一例として、既存の情報通信審議会等の枠組み内に新規の部会を設置の上、競争事業者を含む通信事業者を当該部会の委員に加えるといった体制を整備することも考えられます。</p> <p>2) 制度整備の3年後においては、包括的な検証を実施することが求められていることから、例年の検証内容に加え、3年間の制度運営や NTT 東西殿の機能分離の運営実態の評価等、より総合的なチェック項目を追加的に盛り込むこととし、NTT グループの在るべき組織形態等について本格的に検討することが必要です。</p> <p>なお、3年後の検証のみに頼ることで、競争環境や「光の道」の達成にとって手遅れになる事態が発生することも想定されることから、「1.ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について(4)1)」において述べたとおり、年度あるいは随時の検証においても、必要十分な進捗状況のチェック及び追加的措置の検討を当然ながら実施すべきです。</p> <p>3) ドミナント規制の在り方を検討する上では、産業の特性上、通信市場がネットワーク効果やロックイン効果が発揮されやすい性質を有していること、また、その歴史的成り立ちにおいて、国有企業による独占が長期の期間存続していたことに着目する必要があると考えます。このように、元国営の事業体やボトルネック施設を保有する事業体が相対的に力を得やすい市場環境にあるため、公正競争確保の観点からは、そうした事業体に対してより一層厳格なルールを課し、その他事業者に対しての規制を最小限に抑えるという非対称規制の枠組みを十分に確保しなければ競争環境が成り立ち得ません。現状、一定程度の競争が成り立っている理由は、必ずしも必要十分なルールが機能している結果ではなく、競争事業者が、各種ハンディキャップを負いながらも創意工夫等を図ってきたことに依るところが大きいものと考えます。</p> <p>以上の視点を踏まえ、ドミナント規制に係る各種制度の在り方について、下記の通り、意見を述べさせていただきます。</p> <p>【第一種指定電気通信設備制度】</p> <p>今後もNTT 東西殿のアクセス網の不可欠性に変化はないことから、現行のボトルネック設備に起因する規制は引</p>

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目	具体的内容
	<p>引き続き堅持すべきと考えます。</p> <p>また、「光の道」実現に向けて実施されるNTT東西殿への機能分離に実効性を持たせるため、第一種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「第一種指定電気通信事業者」という。）のアクセス網を管理する部門とコア網を管理する部門相互間において、ヒト、モノ、カネ、情報、ブランド等を可能な限り構造的に分離することが必要と考えます。機能分離に関連して、現在国会に提出されている電気通信事業法の一部改正案においては、NTT東西殿の社内に他の通信事業者との接続業務を監視する部門を構築することが義務付けられているところですが、当該部門においては、競争事業者も含む社外の人間が過半を占める監視体制を構築する等により、監視の実効性を確保することも重要です。なお、本件については英国のオープンリーチにおけるEABの事例等が参考になるものと考えます。</p> <p>加えて、電気通信事業法の一部改正案においては、第一種指定電気通信事業者に対し、持株比率50%以上の委託先子会社（県域子会社等）への適切な監督義務が課されていますが、潜脱行為防止のため、子会社等への規制適用はより一層の厳格化が必要と考えます。具体的には、NTT東西殿による取引総額が過半となる等、実質的に影響力を行使し得る委託先事業者についても、監督義務の対象とすべきと考えます。</p> <p>【第二種指定電気通信設備制度】</p> <p>「1.ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について(3)2)」において述べたとおり、モバイル市場において市場シェア40～50%を超える事業者に対しては、委託先子会社や関連会社、代理店等に対する監督やEメール転送機能、ローミング等に係る機能の開放を義務付けるといった追加的措置を検討すべきと考えます。</p> <p>【特定関係事業者制度】</p> <p>特定関係事業者制度は、NTT東西殿と密接な関係にある子会社、兄弟会社等との人事的交流等が公正競争上の弊害の構造的温床となりやすい等の背景より、当該弊害を抑止すべく設けられている制度です。この趣旨を踏まえれば、市場環境の変化に応じて、都度指定対象が見直されて然るべきです。NTTグループによる各種共同営業事例やレイヤ間のサービス連携等、グルーパドミナンスが市場に与える影響について注目されてから既に数年が経</p>

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目			具体的内容
			<p>過し、これら市場が成熟を見せている中、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿のみを特定関係事業者として指定している現行制度は、時代に即したルールとは言えないものと考えます。前述の通り、子会社規制に関して法改正等が見込まれているのと併せ、特定関係事業者制度についても、時機に応じた指定の見直しを行うことが必要です。具体的には、NTT グループ間の人的交流、排他的連携サービスといった競争上の問題を抑止する意味で、早急に株式会社 NTT ドコモ殿及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データ殿等を特定関係事業者として追加指定すべきと考えます。</p> <p>【活用業務制度】</p> <p>活用業務制度については、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正案にある認可制から届出制への移行を踏まえ、公正競争が確保されているかを判断するための基準の厳格化、総務省殿による立入調査等の能動的な調査の実施、競争事業者等も含めた外部検証性の担保及び公正競争上の問題が発覚した際の即時業務停止等の厳格な措置の実施等、制度運用の在り方について改善を図ることが最低限必要です。</p> <p>なお、そもそも活用業務制度それ自体、NTT 東西殿の業務範囲規制を形骸化させるものであるため、制度の是非を含め、抜本的な見直しを図る必要もあると考えます。</p>
2 . 電 話 網 (PSTN) から IP 網 へ の 円 滑 な 移 行 の 在 り 方 について	(1)PSTN から IP 網 へ の 移 行 に 伴 う 利 用 者 保 護 の 在 り 方	4)	<p>「概括的展望」※において、NTT 東西殿は、PSTN から IP 網 へ の 移 行 を 2020 年 頃 開 始 し、2025 年 頃 に 完 了 す る 計 画 を 示 して い ま す。し かし な が ら、ア ク セ ス 回 線 部 分 (メ タ ル 及 び 光) を 含 め、設 備 の 維 持 に 係 る コ ス ト が 今 後 15 年 以 上、二 重 に 発 生 す る こ と に つ い て は、当 該 コ ス ト が 利 用 者 料 金 に 反 映 さ れ る こ と 等 を 踏 ま え れ ば、社 会 経 済 的 に 見 て 大 き な 損 失 と な る の は 間 違 い あ り ま せ ン。従 っ て、NTT 東 西 殿 に よ る 自 主 計 画 任 せ と す る の で な く、利 用 者、接 続 事 業 者 及 び 総 務 省 殿 等 を 含 む 関 係 者 の 意 見 等 も 踏 ま え た 上、業 界 全 体 と し て、PSTN や メ タ ル 回 線 の 完 全 撤 去 を 含 む IP 網 及 び 光 回 線 へ の マ イ グ レ ー シ ョ ン 計 画 を 早 急 に 具 体 化 す べ き と 考 え ま す。な お、移 行 計 画 の 具 体 化 に 際 し て は、利 用 者 保 護 の 観 点 よ り、現 状 PSTN や メ タ ル 回 線 上 で 提 供 さ れ て い る 各 種 サ ー ビ ス に つ い て、IP 網 や 光 回 線 上 に お い て も 利 用 可 能 と す る こ と を 基 本 と す べ き と 考 え ま す。</p> <p>※ 「PSTN の マ イ グ レ ー シ ョ ン に つ い て ～ 概 括 的 展 望 ～」 (平 成 22 年 11 月 2 日 NTT 東 西 殿 公 表)</p>
	(2)PSTN から IP 網 へ の 移 行 に 伴 う 事 業 者 対 応 の 在 り 方	5)	

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目		具体的内容	
(2)PSTN から IP 網への移行に伴う事業者対応の在り方	1)	今後、IP 網同士の接続に移行することを見据え、現在 NTT 東西殿の PSTN 経由で提供されている各種通信を支障なく提供可能となるよう、NTT-NGN における ISUP 信号送受信機能等の代替手段の確保について、その必要性も含め、早期に検討に着手すべきと考えます。	
	2)	固定電話の番号ポータビリティ機能の双方向化の検討に当たっては、想定される利用者ニーズや関係事業者における改修費用等の検証を行うとともに、IP 網への移行後も依然として存在する NTT 東西殿の市場支配力を踏まえ、公正競争環境への影響を考慮することが必要と考えます。	
	3)	<p>PSTNからIP網、メタル回線から光回線への移行においては、PSTNやメタル回線上で現にサービスを楽しんでいる利用者に対する影響を最小化すべきであり、NTT東西殿はそのために必要な情報提供を行った上で、速やかに総務省殿や接続事業者等を交えた協議を開始すべきです。</p> <p>具体的には、マイラインサービス等によりPSTNで進展してきた競争環境を維持するため、「IP網におけるマイライン代替サービスの確保」や「メタル回線を利用した各種サービス(クレジット端末、ガス遠隔検針、ホームセキュリティ、交通信号監視・制御、上下水道監視・制御、緊急通報等)の移行の在り方」等について検討を開始すべきです。特に、「メタル回線を利用した各種サービスの移行の在り方」については、昨年の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において議論が十分に尽くされていない状況にあることから、改めて整理を図るべきと考えます。</p>	
	4)	<p>「2.電話網(PSTN)から IP 網への円滑な移行の在り方について (2) 3)」において前述した項目について、それぞれ以下の方向で検討を進めるべきと考えます。</p> <p>【IP 網におけるマイライン代替サービス確保】</p> <p>IP 電話におけるマイライン代替サービスを確保するため、GC 局の收容ルータにおいて NTT-NGN のアンバンドルを実施し、接続事業者が NTT 東西殿のアクセス網を介して、自社マイラインユーザに対して直接サービスを提供することを可能とすべきと考えます。</p>	

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目		具体的内容
		<p>【メタル回線を利用した各種サービスの移行の在り方】</p> <p>メタル回線を利用した各種サービスの移行については、関係者において、移行方式、移行に伴う課題解決の在り方(経済的負担の軽減方策等)及び移行スケジュールについて具体化することが必要と考えます。なお、システム面に関しては、アダプタの取り付け等により既存の光利用システムへの切り替えを行うことにより、原則支障無く移行可能と考えます。</p>
	6)	<p>PSTNからIP網、メタル回線から光回線への移行の在り方については、サービス利用者や接続事業者の事業運営に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、利用者及び接続事業者を含む通信事業者を交えた検討会合を設置すべきと考えます。具体的には、「電話網移行円滑化委員会」の下部に通信事業者が常時参画するワーキンググループ等を設置の上、NTT 東西殿及び接続事業者が直接議論を進めることが可能な体制として頂くことを要望します。</p>

以上